

米価暴落に対する緊急の対策を求める意見書

秋の収穫を終え今年の米価の低さに農家は嘆きと哀しみに沈んでいます。

農協の仮渡し金では30キロ4,400円から4,500円（1等米）となっており、等級の低い米やブランド性の低い物は3,500円から4,000円とかつてのくず米並みの価格にまで落ち込んでいます。農林水産省も事実上米価対策を何も行わず、市場原理に任せる姿勢を見せています。国は30キロ当たり8,000円を米の再生産価格としていますが、現状の米価はそれを大きく下回り今後米作りをやめる農家も激増するのではないかと心配されます。加えて、昨年まで米農家に10アール当たり15,000円出されていた直接支払い交付金が安倍政権によって今年度から半額にされました。米農家にとって踏んだり蹴ったりです。

このままでは国がめざすという食糧自給率50%や農家の所得倍増計画なども遠のき、大規模経営を含めて米作りができなくなり、農村が崩壊するのは必至です。

国民の主食である米の需給と価格の安定に政府は責任を持つべきです。生産者には再生産の保障を、消費者には安定して適正価格での米の供給を保障するための食糧管理制度が国にはありました。しかし、1995年にその制度が廃止されて以降、米価は下がり続けています。

米の過剰在庫を放置し、米価は市場で決まるものと言いつつ、何の対策も取らないのは許されません。2007年産米の大暴落の際に政府は備蓄米34万トンの追加買い入れを行っています。政府は農家の切実な声にこたえるべきです。アメリカでは、政府は主な農産物に価格が暴落した場合に生産費との差額を補填する制度を設けています。この手厚い保護があるからこそアメリカ農産物に国際競争力が生まれています。

農業生産の基盤となる稲作の存続および持続的発展のために下記の内容についての政策を実行していただくよう要望いたします。

記

- 1 過剰米対策をすすめ、これ以上の米価の低下に歯止めをかけること。
- 2 米直接支払い交付金の半額措置を撤回し全額とすること。
- 3 米価の再生産価格を保障するよう対策を行うこと。
- 4 米の消費拡大を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 26 年 12 月 17 日

兵庫県南あわじ市議会議長 廣 内 孝 次

意見書提出先

◎内閣総理大臣 安 倍 晋 三
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

◎財務大臣 麻 生 太 郎
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

◎農林水産大臣 西 川 公 也
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1